

住宅の応急修理実施要領

(令和6年能登半島地震)

石川県：令和6年1月1日決定

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、「令和6年能登半島地震」における、法に基づく住宅の応急修理の取り扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町は、石川県内の17市町（10市7町）である（令和6年1月1日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこととなる。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

(2) 資力等の要件

災害により住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町において、「資力に関する申出書」（別添2-2）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、

緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

- (2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ & A」を別添のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のために支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
706,000円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
343,000円以内

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合、住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

この実施要領は令和6年1月1日から適用する。

(参考 1)

災害救助法の適用市町一覧

石川県

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、
白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、
穴水町、能登町

(以上、令和 6 年 1 月 1 日適用)

(参考2)

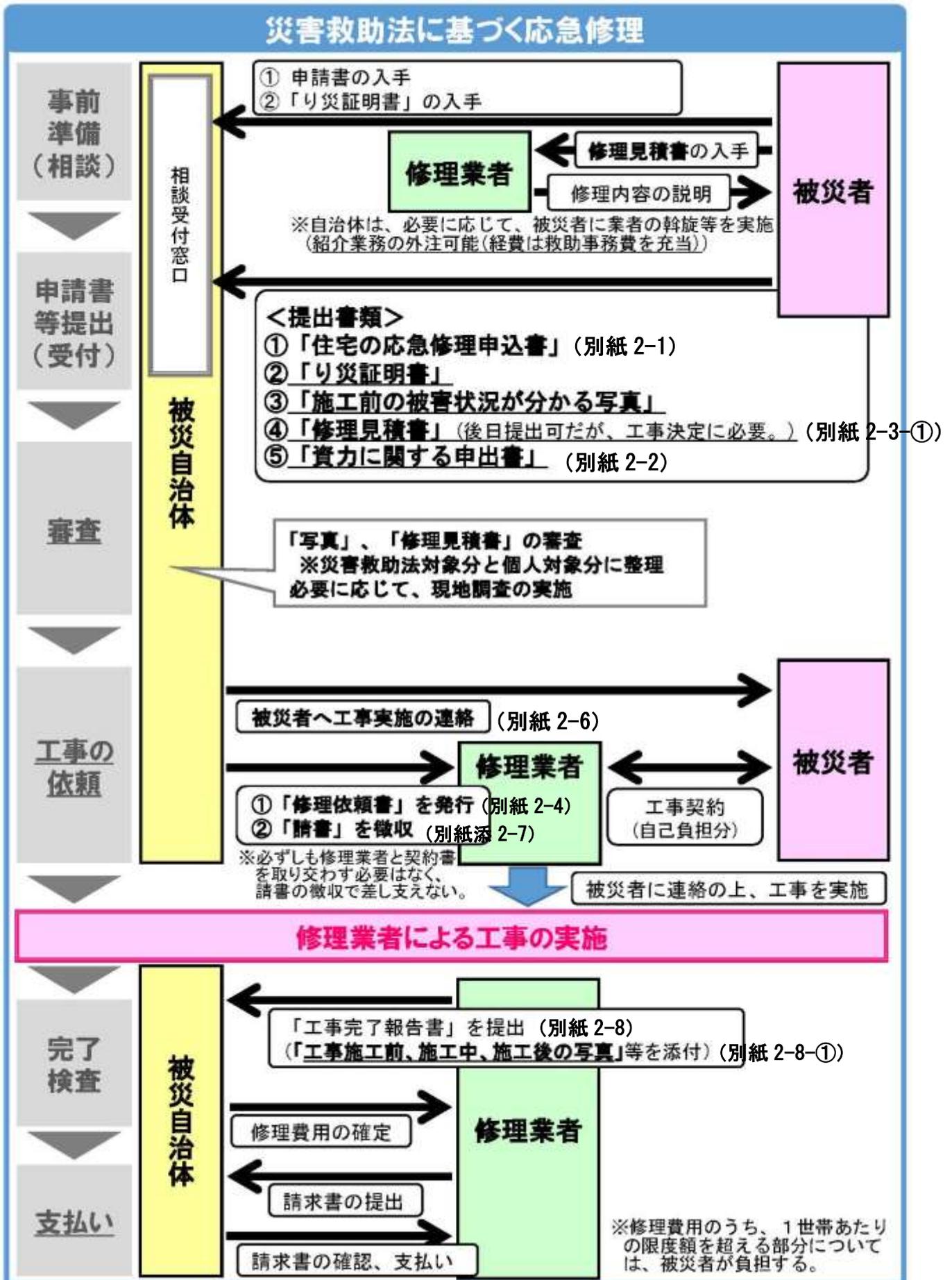
住宅の応急修理に係る県と市町の事務分担

実施項目	県業務	市町業務
① 県・市町の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施	—	○
④ リ災証明書の発行	—	○
⑤ 修理業者への業務内容説明	○（説明会）	○（窓口等）
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置（障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）	—（支援）	○
⑦ 被災者からの申込様式の作成	○	—
⑧ 県・市町の申込受領に関する様式等の作成	○	—
⑨ 被災者からの申込受付、受領、審査（被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）	—	○
⑩ 修理見積書の確認	—	○
⑪ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収	—	○
⑫ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明	—	○
⑬ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	—	○
⑭ 修理業者からの請求書の提出の確認	—	○
⑮ 修理業者に対する負担行為・支払い	—	○

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む。）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となる。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）

 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取り扱いとする。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要不可欠な部分の破損個所である場合にのみ対象とする。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。